

住居表示に伴う住所変更手続き一覧表

項目	申請人	届出先	届出期間	備考				
市役所備付の台帳	不 要			<ul style="list-style-type: none"> ◇ 住民票・印鑑登録証明・選挙人名簿・国民健康保険・国民年金は、市で変更します。 ◇ 本籍は、区役所から連絡があるまで現在のままご使用ください。変更が済みましたら、戸籍の筆頭者に通知があります。 ◇ 国民健康保険証は、更新時に新しい住所で記載します。保険証は、旧住所のまま使用できます。 ◇ 児童扶養手当受給の方は、現況届出時に住所変更手続きが必要です。 				
※ 市で変更します								
年金加入者 * 厚生年金・共済年金	本 人	勤務先	実施日以降 すみやかに	◇ 通知書、証明書を添えて勤務先に申し出てください。				
年金受給者 * 国民年金・厚生年金	本 人	年金事務所	実施日以降 すみやかに	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 住所・支払機関変更届「専用はがき」で住所変更ができます。 〔専用はがきは、各区役所、総合出張所、出張所及び年金事務所に備付けてあります。〕 ◇ 共済年金受給者の方は、各共済組合にお問合せください。 				
自動車運転免許証	本 人	運転免許センター 又は 住居地を管轄する警察署	免許更新時で可	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 住所の変更には、通知書、証明書のほか、本人宛の郵便物など新住所が確認できるものをご持参ください。(コピー不可) ◇ 本籍の変更は、区役所より変更通知が届いた後の更新時に変更してください。 				
自動車車検証	本 人	九州運輸局熊本運輸支局 軽自動車検査協会熊本事務所 熊本県軽自動車協会	実施日以降 必要に応じて (車検・売買の時など)	<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">普通車・自動二輪車(250cc超)</td> <td rowspan="3" style="width: 50%; vertical-align: top;">◇ 通知書、証明書(コピー可)をご持参ください。場合によっては、他の書類等必要となりますので、事前にお問合せください。</td> </tr> <tr> <td>軽自動車</td> </tr> <tr> <td>軽二輪車(125cc超～250cc以下)</td> </tr> </table>	普通車・自動二輪車(250cc超)	◇ 通知書、証明書(コピー可)をご持参ください。場合によっては、他の書類等必要となりますので、事前にお問合せください。	軽自動車	軽二輪車(125cc超～250cc以下)
普通車・自動二輪車(250cc超)	◇ 通知書、証明書(コピー可)をご持参ください。場合によっては、他の書類等必要となりますので、事前にお問合せください。							
軽自動車								
軽二輪車(125cc超～250cc以下)								
不動産登記簿	本 人	熊本地方法務局	実施日以降 必要に応じて	◇ 通知書、証明書により登記名義人の住所変更が必要です。(コピー不可) ※売買や相続の手続きと同時で可。				
法人・商業登記簿	本 人	熊本地方法務局	本店：2週間以内 支店：3週間以内	◇ 通知書、証明書により会社の所在地及び役員の住所変更が必要です。(コピー不可)				
各種許認可	本 人	各々の関係官庁	各法令による	◇ 古物営業、風俗営業、質屋営業許可など、許認可を受けている事業所、事業者の住所の変更が必要です。				
預貯金通帳 生命保険 他	本 人	各金融機関	実施日以降 約款に応じて	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 通知書、証明書で名義人の住所変更が必要です。 ◇ 通知書、証明書の提示、又はコピーで概ね手続可能ですが、金融機関によっては、コピー不可の場合がありますので、必ずご確認ください。 ◇ 証券、生命保険証書等は、各会社で取扱いが異なりますので、各会社にご確認ください。 				